

海区漁業調整委員会委員の

補欠選挙

5月7日に告示

16日が投票日です



ホタテの耳つり作業（大浦地区）



郵便による不在者投票 制度が改善されました

公職選挙法の一部が改正され、郵便による不在者投票の対象者が拡大されるとともに、新たに「代理記載制度」が創設されました。

対象者の拡大

郵便による不在者投票とは身体に重度の障害がある選挙人について、郵便により投票を行うことを認めたものです。今回の改正により、介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」である者として記載されている方が、新たに郵便による不在者投票をすることができるようになりました。

代理記載制度の創設

郵便による不在者投票をすることができる選挙人（「要介護5」である者は除く）で、自ら投票の記載をすることのできない者として認められた方は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会に届け出た者「代理記載人（選挙権を有する者に限る）」に、投票に関する記載をさせることができるようになりました。

なお、郵便による不在者投票をするためには、事前に「郵便投票証明書」の交付申請などの手続きが必要です。詳しくは町選挙管理委員会事務局へお気軽にお尋ねください。

岩手海区漁業調整委員会委員

の補欠選挙が五月七日告示、十六日を投票日に行われます。投票所は下表のとおり六カ所となっております。漁業者の皆さんはご自分の投票所を確認の上、棄権することなく投票に出掛けましょう。

◇告示日 五月七日（金）

◇投票日 五月十六日（日）

◇投票時間 午前七時～午後六時

時

■投票できる人

▼漁業者または漁業に従事している▼本町に住所がある▼一年に九十日以上、漁船を使用する漁業を営むか従事している▼一人で、平成十五年十二月五日確定の海区漁業調整委員会委員選挙人名簿に登録されている人。後日、入場券を配布しますので、投票日には忘れずに持参してください。

■投票の方法

投票用紙に候補者の氏名（法人の場合は名称）を一人（一人）書く方式です。

■期日前・不在者投票

投票日に仕事や冠婚葬祭、旅行などで投票に行けない人は、期日前投票・不在者投票制度をご利用ください。

◇期間 五月八日～十五日

◇時間 午前八時半～午後八時（土・日曜日も同じです）

◇場所 役場二階会議室

■開票

即日開票です。当日の午後八時から町中央公民館小ホールで行われます。

■問い合わせ

町選挙管理委員会事務局（☎82-3111 内線411）へどうぞ。

◆各地区の投票所

投票区	投票所
山田	山田町中央公民館
船越第1	船越防災センター
◇第2	船越漁村センター
◇第3	大浦漁村センター
織笠	旧岩手宮古農協織笠支店
大沢	山田町ふるさとセンター